

「公衆浴場を経営される皆様」へ

業として公衆浴場を営もうとする者は、市長の許可を受けなければなりません。（公衆浴場法第2条第1項）

<審査基準>

公衆浴場業の許可を受けるには、設置の場所の配置の基準と構造設備の基準に適合することが必要です。

◇設置の場所の配置の基準（寝屋川市公衆浴場法施行条例第4条）

一般公衆浴場の設置場所の配置の間隔は、おおむね200メートルを必要とする。
ただし、既設の一般公衆浴場との間が橋梁のない河川又は踏切のない鉄道等で遮断されている場合、既設の一般公衆浴場の周辺に公営住宅等がある場合その他の特別な事情がある場合であって、市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

◇構造設備の基準（寝屋川市公衆浴場法施行条例第3条第1項）

- 1) 脱衣室については、次に掲げる基準に適合すること。
 - ・ 男性用及び女性用に区別され、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことができない構造であること。
 - ・ 床面は、耐水性の材料を用いること。
 - ・ 入浴者の衣類その他の携帯品を保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。
 - ・ 開放できる窓、換気設備その他十分な換気ができる設備を設けること。
 - ・ 洗面設備を設けること。
- 2) 浴室については、次に掲げる基準に適合すること。
 - ・ 男用及び女用に区別され、その境界には隔壁を設け、相互に、かつ、屋外から見通すことができない構造であること。
 - ・ 床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、清掃が容易にできる構造であること。
 - ・ 床面、周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
 - ・ 天井は、適当な勾配を設け、水滴が落下しないようにすること。
 - ・ 湯気抜き及び換気設備を設けること。
- 3) 脱衣室又は浴室において、入浴者の利用しやすい場所に飲用水を供給する設備を男性用及び女性用それぞれ一か所以上設けること。
- 4) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を原湯（浴槽に直接注入される湯をいう。以下同じ。）、原水（浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される湯をいう。以下同じ。）又は上り用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた給湯栓から供給される水をいう。以下同じ。）として使用する場合であって、当該水道水以外の水が規則で定める水質基準に適合しないときは、当該水質基準に適合する湯水を供給するため、ろ過器、消毒設備又はこれらに準ずる設備を設けること。

- 5) 貯湯槽を設ける場合にあつては、貯湯槽内の湯の温度を常に摂氏 60 度以上に保つことができる加温装置を備えること。
- 6) 浴槽水を循環させる場合にあつては、ろ過器等を設けることとし、次に掲げる基準に適合すること。
 - ・ろ過器の 1 時間当たりの処理能力は、当該ろ過器に係る浴槽の容量以上であること。
 - ・ろ過器のろ材の洗浄又は交換及び消毒が容易にできる構造であること。
 - ・集毛器は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設けること。
 - ・浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。
- 7) 浴槽に気泡発生装置等を設ける場合にあつては、空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- 8) 便所については、次に掲げる基準に適合すること。
 - ・脱衣室において入浴者が利用しやすい場所に設けること。
 - ・開放できる窓又は換気設備及び流水式手洗い設備を設けること。
- 9) 浴場の汚水を停滞させることなく適切に排出する設備を設けること。
- 10) 履物を保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。
 - 11) 周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること。
 - 12) 換気、採光及び照明を十分に行うことができる設備を設けること。
 - 13) ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に金網を設ける等必要に応じて防除設備を設けること。
 - 14) 一般公衆浴場において、娯楽室、マッサージ室その他入浴施設以外の施設を設ける場合にあつては、入浴施設と明確に区分すること。

<許可申請の手続き>

公衆浴場の営業許可を受けようとする方は、事前に、**寝屋川市保健所**にご相談してください。